

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

1 職種及び募集人員

法人後見専門員 1名

2 職務内容

認知症、知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産管理や福祉サービスの契約手続などを支援する成年後見事業に関する業務

また、市民後見人の養成研修に係る業務

3 応募資格

法人後見事業に理解と熱意があり、次の（１）～（３）の要件を満たす人

（１）普通自動車（第一種）運転免許を保有していること。

（２）パソコンを使って簡単な文書作成・表計算（Word,Excel）ができる人

（３）令和２年５月１日（金）より勤務可能であること。

※ただし、次のいずれかに該当する者は、申込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務場所

相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター
（相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館2階）

5 採用予定日

令和2年5月1日（金）

6 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。任期は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までとします。また、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により任期の更新を行うことがあります。

ただし、相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第30条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満65歳に達している方については、任期の更新は、できません。

また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

7 勤務日時

- (1) 勤務日：月～金曜日の週5日（年末年始、祝日を除く。）
- (2) 勤務時間：午前9時から午後5時（正午から午後1時は、休憩、時間外勤務あり）

8 賃金

月額 189,000円（社会保険加入）

※通勤費は、自宅から勤務地までが2キロメートル以上の場合、規程に基づき別途交通費を支給

9 選考方法

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し決定します。ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考し、該当者のみ実施します。

- (1) 作文のテーマは、「**応募の動機**」として、400字詰め原稿用紙（本会指定のもの）2枚程度で、令和2年3月23日（月）～4月10日（金）までに申込書とともに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、合否に関わらず4月14日（火）以降に郵送にて通知します。合否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- (3) 第1次審査合格者に対する第2次審査（面接）は、4月17日（金）に実施します。
- (4) 第2次審査の結果については、合否に関わらず4月20日（月）以降に郵送にて通知します。合否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

10 応募方法

- (1) 提出書類等 本会所定の(Ⅰ)申込書、(Ⅱ)作文用紙、(Ⅲ)一次審査結果を郵送する封筒（宛名面に応募者の郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼付してください。）の3点を、直接本人が下記の受付場所へお持ちください。

※提出いただいた申込書・作文は、返却いたしません。また、この選考において市社協が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。

- (2) 受付期間 令和2年3月23日（月）から4月10日（金）まで（ただし、土・日曜日を除く。）
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 受付場所及び問合せ先

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター
住 所：相模原市中央区富士見6丁目1番20号（あじさい会館2階）
電 話：042(756)5034
F A X：042(759)4382

以 上